

マイクロバス貸出事業再開のお知らせ

令和4年11月1日
東広島市社会福祉協議会

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マイクロバスの貸出事業の利用を通常時より制限し運行していましたが、11月1日(火)より通常時の利用条件に戻させていただきます。

つきましては、利用を希望される際は、以下の変更点をご確認いただき、本所・各支所まで申込をお願いいたします。

また、今後の国・県の動向をはじめ、東広島市内における感染状況によっては、利用状況等を変更する場合がありますので、ご了承ください。

<利用にあたっての条件>

- ① マイクロバスの貸出時間は、午前9時から午後5時までとします。

※鍵の貸出時間は、午前8時30分～午後5時15分です。

- ② マイクロバス1台につき、搭乗者の定員は28名までとします。

- ③ 1回の利用で貸し出しできる台数は、2台までとします。

- ④ 乗車の際は、マスクの着用や手指消毒、咳エチケット等感染予防にご協力
をお願いいたします。

※その他、マイクロバス利用についての留意点は別紙をご確認ください。

【お問い合わせ先】

社会福祉法人東広島市社会福祉協議会

総務課 TEL:082-423-2800

黒瀬支所 TEL:0823-82-2026

福富支所 TEL:082-435-2247

豊栄支所 TEL:082-432-2083

河内支所 TEL:082-420-7011

安芸津支所 TEL:0846-45-0201